

■ パブリックコメント（意見募集）実施結果の概要

案件名	光市空家等対策計画（案）に対する意見について
募集期間	令和3年12月20日（月）～令和4年1月19日（水）
担当課 （問合せ）	市民部 生活安全課 電話 0833（72）1452 FAX 0833（72）3919 電子メール seikatsuanzen@city.hikari.lg.jp

▼ 募集概要

このたび、光市空家等対策計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るために実施するものであり、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、意見を募集しました。

▼ 意見を提出できる人

- 1 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
- 2 光市に通勤又は通学している人

▼ 意見提出者数及び提出件数

- 1 提出者数 1名 提出件数 2件
- 2 提出方法
 - (1) 窓口に持参 0件
 - (2) ファクシミリ 0件
 - (3) 電子メール 1件
- 3 提出者区分
 - (1) 光市に住所がある個人 0人
 - (2) 光市に存する事務所又は事業所に勤務する個人 1名

▼ 意見の計画案への反映状況

お寄せいただいた意見については、計画案以外の意見であったため、修正はしておりません。

▼ 資料の開示方法

（資料内容）

・光市空家等対策計画（案）

（閲覧方法等）

- 1 閲覧用資料の窓口設置 15か所
本庁（生活安全課、情報公開総合窓口）、あいぱーく光、地域づくり支援センター、大和支所、各出張所（室積、牛島、浅江、三島、周防）、支所・出張所と併設していないコミュニティセンター（光井、中島田、伊保木、東荷、塩田 ※島田は除く）
- 2 市ホームページに掲載

▼ 提出された意見の概要と市の考え方

◆ 1 計画以外の部分について（意見数：2件）

意見等概要	考え方（対応）
11 件の計画に対する意見募集の期間が1か月間であり、内容の精査、意見作成の期間としては不十分ではないか。	募集期間は「光市パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、計画策定スケジュールなども踏まえて、市民等が意見を提出するために必要と思われる期間を設定したものです。
新型コロナウイルス感染症対策により、計画書を閲覧可能な施設が休館となった場合、意見募集期間の延長が必要ではないか。	閲覧施設のほとんどは貸館を停止しましたが、休館はしておらず、市ホームページでも閲覧可能であることから、期間の延長は考えていません。